

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制措置について（固定資産税・都市計画税）



(1) 固定資産税・都市計画税の軽減措置

「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」

【概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2 以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- (1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（*）
- (2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

* 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

軽減措置の対象となる納税義務者

適用要件

令和3年2月1日（※）までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて都税事務所に申告した方に適用します。

※法令上の申告期限である令和3年1月31日は日曜日のため、その翌日の令和3年2月1日（月）が申告期限となります。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html

(2) 固定資産税の軽減措置

「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長」

【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産について、以下の固定資産が新たに対象となります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	<ul style="list-style-type: none">○取得価額が 120 万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	<ul style="list-style-type: none">○取得価額が 120 万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○販売開始日が 14 年以内であること○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること

軽減措置の対象

適用期間

令和 2 年 4 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日 (※) までに取得した資産が特例対象となります。

※現行の特例措置対象も含め 2 年延長する見込みです。

特例率

0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。

※東京都 (23 区) は特例割合ゼロとなる予定です (令和 2 年 8 月現在)。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各特別区へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】 資産が所在する区にある都税事務所

主税局 コロナ

検索

